

## パブリックコメントの実施結果

【募集期間】 令和2年12月21日（月）から令和3年1月19日（火）まで

【提出状況】 郵便2名（5件）、窓口1名（5件）、ファックス2名（3件）、メール5名（19件）

【案の修正】 5件

## 第4次新潟市障がい者計画、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
1	「親亡きあと」の記述	—	『親亡きあと』という言葉についてですが、『親亡きあと』の問題が何一つ解決していないのに、言葉だけ無くしてしまうのには違和感があります。親元を離れて重度知的障害者が地域で暮らすには、人権と命と生活を守る人（専門的な知識を持った支援者）、本人らしく生活出来る住居、それらを含む仕組みが必要ですが、重度知的障害者対象のグループホームが足りておらず（準備段階であるショートステイも足りていない）、ヘルパーなどの人材不足などが解消されていない現状では、親が元気うちに自立生活を送るのが当たり前になるまで、まだまだ時間がかかると思います。福祉制度や施策を理解し、自身の言葉で様々な要望を出し意見を述べられる障害者の方達と違い、重度知的障害児者は、自分自身の障害について自力で意見を述べたり要求を伝えたりすることが困難な人が殆どです。親が代わって本人の権利を擁護し、要望活動をしている場合が多く、親という存在を抜きにする事は不可能です。親の会などで『親亡きあと』を死語にするために活動しているのは確かですが、そのような状況であるにもかかわらず、行政から出るものの中ではもう死語とする、記載しないというのは納得出来ません。問題自体なきものにされるようで不愉快です。様々な問題が解消されれば、自然に『親なきあと』という言葉は使われなくなると思います。	検討中	検討中
2	「障がい」の記述	—	『障害』を『障がい』と表記する事に違和感があります。ひとつの単語『障害』を分ける事で、『がい(害)』が殊更強調されて見えてしまいます。『害』という漢字にマイナスイメージがあるため平仮名表記にするとありますが、その事で社会的な障害が無くなっていくとは考えにくく、不自然な表記だと思います。	本市では、「障害」の「害」の字には、マイナスイメージがあるため、障がいのある方に不快な思いを与えないように、平成19年4月1日から市役所において使用する「障害」を「障がい」と平仮名で表記することとしています。そのため、計画内での表記も「障がい」としています。	無

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
3	—	—	一般市民にも分かる様、専門用語の解説を最後に用語集として添付してください。	計画本編の後に専門用語の解説を掲載します。	無
4	—	—	各事業の内容が分かる様、簡単な解説をお願いします。	計画本編の後に事業や施策の概要を掲載します。	無
5	—	—	一通り目を通してみましたが、多岐に渡る内容の多さ、文言を初めて聞く人はすんなりと理解できるでしょうか。「概要版」のみで可かと。	「障がい者計画」は障害者基本法に基づいて策定し、「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」は障害者総合支援法と児童福祉法に基づいて策定するものであり、障がい福祉行政の基本計画となるため、今回も同様の形で作成しています。 なお、コンパクトにまとめた「概要版」も引き続き作成していきます。	無
6	—	—	一般市民にも分かりやすく丁寧に纏められた内容になっており本計画(案)に賛成します。	ご意見ありがとうございました。	無
7	—	—	対象者に手厚い支援が行われている事を知り、嬉しく思いました。	ご意見ありがとうございました。	無
8	—	—	あらゆる機会を捉え、市民への周知・啓発を行い、本計画が確実に実行される事を強く望みます。	市民への周知・啓発に取り組むとともに、本計画が総合的かつ計画的に実施されるよう、障がい者施策審議会において計画の進捗管理を行っていきます。	無
9	—	—	新潟市の障がい者福祉計画は、比較的軽度の障がい者寄りの感がある。施設や、就労支援制度、他のサービス含めて、軽度の方はある程度現段階でも選択肢があるが、重度障がい者となると、選択肢がめっきりと減ってしまう感がある。 今までは、どちらかと言うと、高齢者に向けた福祉の制度の拡充が多いように感じたが、今後は障がい者福祉にも目を向けた福祉計画の制定を切に希望する。	今回作成している「障がい者計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を基本として、障がい福祉制度の更なる拡充に向けて取り組んでいきます。また、障がい者施策審議会において計画の進捗管理を行っていきます。	無

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
10	—	—	障がい福祉計画は、何より障がい者と家族の連携、自立が一番大切なことではないでしょうか。	障がい者計画等をもとに、障がい者と家族の連携、障がい者の自立が一層進むよう、支援に取り組んでいきます。	無
11	—	—	福祉活動もレンジでチンすればすぐ出てくるものでもなく、新潟らしいくり返しの広報活動が重要なことと思います。これからは福祉の時代です。行政には、今までの慣例にとらわれず、学校、企業、家庭などの橋渡しの役割りをぜひ期待しています。(健常者と障がい者の)	市では、平成28年に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らせる共に生きる社会の実現を目指しています。今後も共生社会の実現に向けて、条例や障がいに対する理解を深める取り組みを進めていきます。	無
12	—	—	話はさかのぼりますが、11月頃、家の近くの会館で医療福祉を専攻する大学生と視覚障がい者少数での研修会があり、昼食持参で2日続けて参加した話によると、有意義なコミュニケーションができた満足げな様子でした。学生に的を絞った良い事例と紹介させていただきました。	市では学校などにおいて障がい者を招いて福祉教育を行う場合の謝礼補助をしており、今後も若年層の障がい理解が進むよう支援していきます。	無

## 第4次新潟市障がい者計画

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
1	「(1)相談支援体制の充実」の記述 「(1)雇用促進と一般就労の支援」の記述	21 37	罪を犯した障がい者の支援についても盛り込んで欲しい。(以下理由) ①新潟市地域福祉計画再犯防止部分素案を見ると障がい関係機関も記載しており、整合性を図る意味でも必要ではないか。 ②県障害者計画の第9章行政サービス等における配慮3司法手続き等における配慮にも記載がある。 ③市自立支援協議会へ当センター(地域生活定着支援センター)が協力している。	「障がいのある人」には障がい種別や年齢・経歴などを問わず、全ての障がいのある人を対象としていますので、「罪を犯した障がい者」についても福祉的な支援を実施しています。 「(1)相談支援体制の充実」の項目では、その内容が分かりやすくなるよう、自立支援協議会の構成について構成機関をできるだけ詳細に記載するよう修正するとともに、専門機関との連携の一文に、「矯正施設退所者」を加えました。	有
2	「(1)相談支援体制の充実」の主な事業の記述	22	主な事業を列挙しています。(他の施策との再掲もあるようです。) 「(4)難病に関する保健・医療施策の推進」の項目に記載されている「新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業」は、根拠法としては難病法になりますが、保健・医療に関する分野以外の福祉・就労・生活全般についても多くの難病患者・家族からの相談を受け、支援を実施している事業ですので、「(1)相談支援体制の充実」の項目にも再掲して記載した方がよいと考えます。	ご意見いただいたことを踏まえ、主な事業に「新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業」を追加しました。	有
3	「(1)相談支援体制の充実」の主な事業の記述 「(4)難病に関する保健・医療施策の推進」の主な事業の記述	22 34	「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」は対象に児童の難病患者を一部含んでいます。 制度としては、難病法の制度の対象ではなく児童福祉法の対象となりますが、同じ疾病を持つこれらの児童を支援する事業として「(1)相談支援体制の充実」の項目と「(4)難病に関する保健・医療施策の推進」の項目において記載していただくよう、ご検討をお願いします。	ご意見のとおり、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は難病のある子どもをはじめとした医療的ケア児の支援を含んでいるため、「(1)相談支援体制の充実」の項目の主な事業に「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を追加しました。	有
4	「(2)在宅サービスの充実」の記述	23	移動支援、日中一時支援等のサービスを提供する事業者が少なく、予約がなかなかとれず、非常に利用しづらい。これらのサービス提供事業者への支援も拡充して頂きたい。	移動支援や日中一時支援等のサービスが利用しづらい背景には、地域偏在やニーズが一定時間帯や期間に集中してしまうこと、事業所数は増えているもののそれでもまだ事業所数が足りないことなどが考えられます。 このような現状を少しでも解消できるよう、引き続き事業所等への働きかけに取り組んでいきます。	無

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
5	「(4) サービス基盤の充実」の記述	25	「(4) サービス基盤の充実」についてご意見申し上げます。現在新潟市には、施設入所を希望しながらも、叶わない待機者が約160名おられます。また、やむなく市外の施設に入所している人を合わせると約380人にのぼります。その中には、早急な対応が必要な強度行動障害という特性をもった障がい者が含まれています。強度行動障害とは、重度の知的障害と自閉症を併せもつ場合に、日常の様々な要因が原因で、激しいパニックを起こし、それに伴う他者への暴力や傷が残るほどの激しい自傷、物の破壊など、通常の生活では考えられないような状態に陥ってしまうことが半年以上続く場合を指します。激しい行動問題から家庭崩壊している家庭であっても、受け入れてくれる施設やグループホームは新潟県内には存在しない現状です。また、致し方なく他県の児の施設に入所した者も、18歳になったら出なければなりません県内には行き場がない現状です。親亡き後の問題もあり家族にとって最大の困りごととなっています。現在、重度障害者の家族の高齢化や疾病など急務の問題も生じてきています。施設入所待機者の解消につながる入所施設の整備を何卒よろしくご意見申し上げます。	本市では国の基本指針に従い、入所施設等からの地域移行を推進し、重度者にも対応できるグループホームの整備を図るため、市独自の政策として、入所施設の敷地内にグループホームの設置を認めることや、グループホーム運営補助金を創設するなどし、グループホームの充実を図ってきました。しかし、入所待機者数は増加傾向にあり、充足している状態ではないと認識しています。第6期新潟市障がい福祉計画では、本市の施設入所支援サービス提供量の拡充を行えるよう、上位計画である県と協議を進めていくこととしています。	無
6	「(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援」の記述	27	どんなに施設が整っても、サポートする人がいなければ知的障害、発達障害の人は通う事も難しいので、慢性的なヘルパー不足を解消するための事業を加えて欲しいと思います。	社会生活上必要不可欠な外出のための支援として移動支援や行動援護といったサービスがありますが、特に行動援護は業務内容から必要とされる資格・経験等も高度なものとなっているため、従事者を増やすことは簡単ではありません。現在、事業を実施している法人への働き掛けを続けていきます。また、ご指摘の慢性的なヘルパー不足は、ヘルパーの高齢化とともに全国的な課題になっています。他都市の状況も確認し、有効な取組について検討していきます。	無
7	「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」の記述	28	知的障害者への情報提供、意思疎通支援ができる人材の育成事業が必要だと思えます。	本市では、強度行動障がい者(児)支援職員育成事業において、意思疎通支援も含めた研修を実施しています。今後も知的障がい者を適切に支援できる職員の育成を推進していきます。	無
8	「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」の記述	28	現状と課題の「市長記者会見の手話通訳など」の記載について、「会見の文字表示の情報提供」や「市長以外の記者会見」についての記載を要望。	緊急性や重要性の高い情報の迅速な情報提供が課題であることについて、現状と課題に追加しました。なお、施策の方向性は記載内容のまま修正せず、具体的な取組については事業を進めていくなかで検討していきます。	有

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
9	「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」の記述	28	障がい者ITサポート事業について、コロナウイルスが拡大しているので、今後充実を求めます。	Zoom等を使用した研修や相談支援等、オンラインを活用した支援の拡充を図ります。	無
10	「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」の記述	28	現状と課題について、「コロナウイルスの早目の感染収束が見込めず、聴覚障がい者が集まる会議等開催やZoomを使った講演会等への参加が難しくなっています。集まらなくても会議等が開催でき、会場へ行かなくても講演会等に参加できるWeb会議システム「Zoom」を活用した遠隔情報支援が必要です。」 施策の方向性について、「遠隔情報保障を制度化し、コロナウイルスが発生していても情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を求めます。また情報保障者へ遠隔情報保障について学習会の実施を求めます。」	聴覚障がい者への情報保障は非常に重要なことと認識しています。具体的な施策については、計画を実行する中で考えていきます。	無
11	「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」の記述	28	派遣ができるかできないかの区別は不明ですが、障がいのある人に必要な情報を提供する。手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互の人格と個性を尊重することを基本理念として派遣のできる幅を広くしてほしい。	聴覚障がい者への情報保障や社会参加の促進は非常に重要なことと認識していますので、派遣範囲の拡充については関係団体と意見交換をしながら検討していきます。	無
12	「(8) 災害時支援体制の整備」の記述	29	自然災害が頻発化・激甚化するほか、感染症対策も必要となっている現状にあって、大規模災害が発生した際に、避難所で障がいのある人やその家族が安心・安全に生活が送れることは非常に重要です。 現在、新潟市においては、福祉避難所を1施設指定するとともに、必要に応じて複数の福祉避難所として対応できるよう障害者支援施設などと福祉避難所の協定を締結しています。 福祉施設の入所者の地域生活の移行が成果目標として掲げられる中、また、各種手帳所持者が年々増加するとともに、今後、高齢者についても在宅で過ごすことが想定できます。 必要に応じて福祉避難所を開設することは当然のことですが、障がい等の特性に応じて支援を行い、障がいのある人やその家族が安心・安全に避難所生活を送ることができる供給体制が整っているのか非常に不安です。 実際、災害別にどれだけの施設と協定を結んでいるのか不明ですが、身近な介護施設や障害者支援施設と協定を結び、もっと増やす施策が求められると考えられますがいかがでしょうか。	災害時は、まず最も避難しやすい避難所(学校など)への避難をお願いしています。 避難所では避難された方の状況に応じて、必要なスペースを確保し「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児に優先的に提供することとしています。 それでも、避難所生活に支障がある場合、福祉避難所への移動も含めて対応を検討します。 福祉避難所は、各区1箇所ずつ合計8か所を指定していますが、この他にも特別養護老人ホームや障がい者支援施設など62箇所と福祉避難所の協定を締結しています。 ご意見のとおり、障がいのある人やその家族が安心安全に避難所生活を送れるよう、今後も考えていきます。	無

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
13	「(2)学校教育の充実」の記述	35	障害のない子どもの障害理解について、学校では障害のない子どもの保護者へも理解啓発も必要と考えます。保護者に正しい知識を持ってもらう事で、障害のある子どもの親への理解と協力を得られるよう、PTAなどとも連携して進めてください。	障がいのない子どもへの障がい理解だけでなく、その保護者等への理解啓発も大切なことと認識していますので、校長会等を通じて、各学校で障がいに対する理解が進むよう取り組んでいきます。	無
14	「(4)福祉教育の推進」の記述	44	手話などの体験的な学習は良いが、小・中学校だけでなく幅広く大人の学習も必要だとおもいます。手話言語があるので理解を頂ければありがたい。手話出前講座で誰でも教える場所があったら良いと思います。	平成31年に「新潟市手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識の下、今後も手話への理解の促進や手話の普及等に取り組んでいきます。	無
15	「(5)ボランティア活動の支援・推進」の記述	45	記載の通り、昨年度から、社協主催で「ボラのきっかけつくり」が行われています。今後の継続と要約筆記者養成講習会事業と関連付けての開催を要望します。	具体的な施策については、計画を実行する中で考えていきます。	無

#### 第4次新潟市障がい者計画（概要版）

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
1	「(1)相談支援体制の充実」の記述	3	主な施策である事業名を列挙しています。全体版の「相談支援体制の充実」の項目に、難病に関する内容も記載していただけるようであれば、概要版はさらに主な事業からの代表的な事業のみの掲載ではありますが、記載していただけるとよいのではないかと考えます。	概要版作成の際に、検討させていただきます。	無



## 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画

No	案の記述	該当頁	意見	市の考え方	修正有無
1	「⑥障がい福祉人材の確保」の記述 「⑦障がいのある人の社会参加を支える取組」の記述	4	医療系、福祉系、教育系の学校と連携して、在学中の学生に実践の場を提供すると共に、行動援護、ガイドヘルパーなどの不足を解消する仕組みを構築してください。	従業者要件が厳しい行動援護やガイドヘルパーのサービス提供量を増やすためには、長期的な取組が必要となります。本市としては、引き続き知的障がい者の支援を担う法人と連携し、必要なサービスを提供できるよう取り組んでいきます。	無
2	「(3)相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」の記述 「(4)障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」の記述	7～10	児童福祉法第19条の22に「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の規定があり、これに基づいて新潟市においても法で定める必須事業の相談支援業務(こども家庭課直営)や自立支援員(NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託)の設置を行っています。この事業は、障害者総合支援法の事業ではありませんのでサービスの体系の中には入れずらいと思いますが、「障がい児」の計画としての位置付けもありますので、児童福祉法にある必須事業の相談支援業務や自立支援員の設置について、「(3)相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」や「(4)障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」あたりには何らかの記述をして、支援の方向性を打ち出していただけるとよいと考えます。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の対象には、医療的ケア児をはじめとした特別な支援が必要な障がいのある子どもが含まれております。そのため、「(4)④特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備」において、医療的ケア児に対する支援体制の構築についての一文に各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めることを追加しました。	有
3	「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」の記述	17	現在、入所待機者が158名とのことだが、現状入所施設が全く足りていないと感じる。この数字を解消するには、GH等入所施設の大規模な整備が必要になる。私事だが、親族が市外の施設に入所しているが、市内に入所できる施設があれば、経済的、時間的にも大変助かる。是非、期間中に施設の大規模な整備を計画して頂きたい。	国の基本指針では、施設入所者数の削減目標を設定することとされており、これまで本市では、入所施設等からの地域移行を推進し、重度者にも対応できるグループホームの整備を図ってきました。しかし、入所待機者数は増加傾向にあり、充足している状態ではないと認識しているため、第6期新潟市障がい福祉計画では、本市の施設入所支援サービス提供量の拡充を行えるよう、上位計画である県と協議を進めていくこととしています。また、グループホームについては、毎年31人分の拡充を行い、令和5年度には入所施設の利用者数を超える641人分を整備する目標としています。	無
4	「⑦日常生活用具給付等事業」の記述	41	知的障害、発達障害の人が日常生活の中で使う視覚支援用品や見通しを持ち自発的に行動するための支援用品(情報・意思疎通支援用具であり、自立生活支援用具ともいえる)なども加えて欲しいと思います。	日常生活用具については、給付品目追加の要望が多いため、他の政令市の動向を調査し、社会的・経済的な変化を踏まえ、適宜見直しを検討していきます。	無